

市議会令和 7 年第 4 回定例会  
議 案 及 び 議 案 資 料

議案第 7 号～議案第 16 号  
(第 2 集)

柏 市

## 目 次

|            |  |    |
|------------|--|----|
| 議案第 7 号    | 「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市清掃工場基幹的設備改良工事）   | 1  |
| 議案第 7 号資料  | 「工事の請負契約の締結について」の一部変更（柏市清掃工場基幹的設備改良工事）関係     | 3  |
| 議案第 8 号    | 指定管理者の指定について                                 | 5  |
| 議案第 8 号資料  | 指定管理者の指定（柏市文化・交流複合施設（柏市国際交流センター））関係          | 7  |
| 議案第 9 号    | 指定管理者の指定について                                 | 9  |
| 議案第 9 号資料  | 指定管理者の指定（柏市文化・交流複合施設（柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー））関係 | 11 |
| 議案第 10 号   | 指定管理者の指定について                                 | 13 |
| 議案第 10 号資料 | 指定管理者の指定（老人福祉センター）関係                         | 15 |
| 議案第 11 号   | 指定管理者の指定について                                 | 17 |
| 議案第 11 号資料 | 指定管理者の指定（障害福祉サービス事業所）関係                      | 19 |
| 議案第 12 号   | 指定管理者の指定について                                 | 21 |
| 議案第 12 号資料 | 指定管理者の指定（柏市駐輪場及び柏市レンタサイクル）関係                 | 23 |
| 議案第 13 号   | 財産の取得について（食器洗浄機）                             | 25 |
| 議案第 13 号資料 | 財産（食器洗浄機）取得関係                                | 27 |
| 議案第 14 号   | 財産の取得について（柏市立高田小学校給食用備品）                     | 31 |
| 議案第 14 号資料 | 財産（柏市立高田小学校給食用備品）取得関係                        | 35 |
| 議案第 15 号   | 財産の取得について（柏市立小中学校情報機器（GIGAスクール用タブレット端末））     | 39 |
| 議案第 15 号資料 | 財産（柏市立小中学校情報機器（GIGAスクール用タブレット端末））取得関係        | 41 |

|          |  |    |
|----------|--|----|
| 議案第16号   | 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について | 43 |
| 議案第16号資料 | 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について   | 45 |



議案第 7 号

「工事の請負契約の締結について」の一部変更について

市議会令和 5 年第 4 回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第 4 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 1 月 28 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

柏市清掃工場基幹的設備改良工事の請負契約の契約金額を増額したいので提案する。

市議会令和5年第4回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第4号）の一部を次のとおり変更する。

契約金額の項中「14,080,000,000円」を「15,007,394,600円」に改める。

## 議案第7号資料

### 「工事の請負契約の締結について」の一部変更（柏市清掃工場基幹的設備改良工事）関係

#### 契約の経過

##### 1 変更契約

- (1) 見積書の徵取 令和 7年10月24日
- (2) 仮契約 令和 7年10月30日

##### 2 変更の理由

契約の相手方から、賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が著しく不適当になったとして、本件工事に係る建設工事請負契約第26条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づく契約金額の変更の請求があったもの



指定管理者の指定について

柏市文化・交流複合施設（柏市国際交流センター）の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 1 月 28 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

柏市文化・交流複合施設（柏市国際交流センター）の管理を指定管理者に行わせたいので提案する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
柏市文化・交流複合施設（柏市国際交流センター）
- 2 指定管理者となる団体  
柏市柏一丁目 7 番 1 - 3 0 1 号  
D a y O n e タワー 3 階柏市文化・交流複合施設内  
特定非営利活動法人柏市国際交流協会  
理事 佐藤ルミ子
- 3 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

## 議案第8号資料

### 指定管理者の指定（柏市文化・交流複合施設（柏市国際交流センター））関係

#### 選定の経過

- 1 募集要項配布期間 令和 7年 7月 1日から  
令和 7年 7月 16日まで
- 2 申請書受付期間 令和 7年 8月 14日から  
令和 7年 8月 28日まで
- 3 選定委員会（書類審査） 令和 7年 10月 16日  
(面接審査) 令和 7年 10月 16日
- 4 選定の結果

| 団体名               | 書類審査及び面接審査<br>(500点満点) | 結果       |
|-------------------|------------------------|----------|
| 特定非営利活動法人柏市国際交流協会 | 351点                   | 候補者として選定 |

- 5 指定管理料（指定の期間中の総額）  
候補者の提案額 68,303,000円  
(市の予定額 69,000,000円)
- 6 選定の結果の通知 令和 7年 10月 29日



指定管理者の指定について

柏市文化・交流複合施設（柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー）の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 1 月 28 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

柏市文化・交流複合施設（柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー）の管理を指定管理者に行わせたいので提案する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
柏市文化・交流複合施設（柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー）
- 2 指定管理者となる団体  
柏市文化・交流複合施設運営共同事業体  
構成員 東京都目黒区東山一丁目5番4号  
KDX中目黒ビル6階  
(代表者) アクティオ株式会社  
代表取締役 淡野文孝  
構成員 京都府京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99  
番地  
オリックス・ファシリティーズ株式会社  
代表取締役 稲葉康
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 議案第9号資料

### 指定管理者の指定（柏市文化・交流複合施設（柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー））関係

#### 選定の経過

- 1 募集要項配布期間 令和7年6月2日から  
令和7年6月13日まで
- 2 申請書受付期間 令和7年7月24日から  
令和7年8月22日まで
- 3 選定委員会（書類審査） 令和7年10月3日  
(面接審査) 令和7年10月3日
- 4 選定の結果

| 団体名                    | 書類審査及び面接審査<br>(800点満点) | 結果       |
|------------------------|------------------------|----------|
| 柏市文化・交流複合施設運営<br>共同事業体 | 588点                   | 候補者として選定 |
| A                      | 548点                   |          |

- 5 指定管理料（指定の期間中の総額）

候補者の提案額 310, 858, 000円  
(市の予定額 311, 000, 000円)

- 6 選定の結果の通知 令和7年10月30日



指定管理者の指定について

老人福祉センターの管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月28日提出

柏市長 太田和美

提案理由

柏寿荘、南部老人福祉センター及び沼南老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせたいので提案する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 柏寿荘
- (2) 南部老人福祉センター
- (3) 沼南老人福祉センター

2 指定管理者となる団体

柏市柏五丁目11番8号

社会福祉法人柏市社会福祉協議会

理事長 中川 博

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 議案第10号資料

### 指定管理者の指定（老人福祉センター）関係

#### 選定の経過

- 1 募集要項配付日 令和 7年 7月 9日
- 2 申請書受付期間 令和 7年 8月 15日から  
令和 7年 8月 29日まで
- 3 変更後の募集要項配付日 令和 7年 10月 10日
- 4 変更後の申請書受付期間 令和 7年 10月 10日から  
令和 7年 10月 15日まで
- 5 選定委員会（書類審査） 令和 7年 10月 16日  
（面接審査） 令和 7年 10月 16日
- 6 選定の結果

| 団体名             | 書類審査及び面接審査<br>(600点満点) | 結果       |
|-----------------|------------------------|----------|
| 社会福祉法人柏市社会福祉協議会 | 413点                   | 候補者として選定 |

- 7 公募によらずに選定した理由

老人福祉センターについては、柏寿荘の改修工事が完了する時期に合わせ、柏寿荘、南部老人福祉センター及び沼南老人福祉センターの3館を一括して、令和9年4月からその管理運営方法の見直しを行うこととし、現在その検討を進めている。

この3館についてはいずれも指定管理者による管理を行っており、その指定の期間は、令和8年3月31日をもって満了する。

上記のとおり、見直し後の管理運営方法に基づく指定管理者による管理は令和9年4月から開始することを予定しているため、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、なお現在の管理運営方法に基づく指定管理者による管理を継続する必要があるところ、その期間が1年間と短いことから、新規事業者の参入を促すことが難しい状況にある。

そこで、平成18年4月から3館を一体的に管理運営し、介護

予防講座等の自主事業の実施等により、利用者サービスの向上に貢献してきた社会福祉法人柏市社会福祉協議会に引き続き管理を行わせることが、老人福祉センターの適切な管理運営に資するものと判断した。

#### 8 募集要項の変更に係る経緯

令和8年4月から令和9年3月までの間、柏寿荘の改修工事を行う予定であることから、当初、この期間における老人福祉センターの指定管理者による管理は、柏寿荘以外の2館を対象とし、柏寿荘についてはこの期間は全館を休館とすることとして、指定管理者の指定の手続を開始した。

一方、上記の指定管理者の指定の手続と並行して、柏寿荘の施設のうち改修工事の対象とならない別館について、改修工事中であっても利用者の安全確保に係る対策を講じることで休館をせずに利用に供することが可能かどうか継続して検討を行っていたところ、利用に供することが可能であるとの判断に至ったことから、指定管理者による管理の対象とする施設に柏寿荘（改修工事により休館となる部分を除く。）を追加した上で、当該手続を進めることとした。

#### 9 指定管理料（指定の期間中の総額）

候補者の提案額 91,400,000円

（市の予定額 91,400,000円）

10 選定の結果の通知 令和7年10月29日

指定管理者の指定について

障害福祉サービス事業所の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月28日提出

柏市長 太田和美

提案理由

柏市立朋生園の管理を指定管理者に行わせたいので提案する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
柏市立朋生園
- 2 指定管理者となる団体  
柏市高田 1 0 3 9 番地 4  
社会福祉法人かたくり会  
理事長 佐 野 公 子
- 3 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日 まで

## 議案第11号資料

### 指定管理者の指定（障害福祉サービス事業所）関係

#### 選定の経過

- 1 募集要項配布期間 令和7年7月1日から  
令和7年7月18日まで
- 2 申請書受付期間 令和7年8月12日から  
令和7年8月26日まで
- 3 選定委員会（書類審査） 令和7年10月6日  
(面接審査) 令和7年10月6日

#### 4 選定の結果

| 団体名         | 書類審査及び面接<br>審査<br>(600点満点) | 結果       |
|-------------|----------------------------|----------|
| 社会福祉法人かたくり会 | 386点                       | 候補者として選定 |

#### 5 指定管理料（指定の期間中の総額）

候補者の提案額 414,500,000円

(市の予定額 414,500,000円)

#### 6 選定の結果の通知 令和7年10月17日



指定管理者の指定について

柏市駐輪場及び柏市レンタサイクルの管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月28日提出

柏市長 太田和美

提案理由

柏駅東口第一駐輪場ほか12駐輪場及び柏駅東口レンタサイクルの管理を指定管理者に行わせたいので提案する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 柏駅東口第一駐輪場
- (2) 柏駅東口第二駐輪場
- (3) 柏駅東口第三駐輪場
- (4) 柏駅東口第四駐輪場
- (5) 柏駅東口第五駐輪場
- (6) 柏駅東口第六駐輪場
- (7) 柏駅西口第一駐輪場
- (8) 柏駅西口第二駐輪場
- (9) 柏駅西口第四駐輪場
- (10) 柏駅西口第五駐輪場
- (11) 柏駅西口第六駐輪場
- (12) 柏駅西口第七駐輪場
- (13) 柏駅西口第八駐輪場
- (14) 柏駅東口レンタサイクル

2 指定管理者となる団体

東京都足立区千住三丁目66番地16

芝園開発株式会社

代表取締役 宮 本 薫

3 指定の期間

令和8年3月1日から令和15年3月31日まで

4 指定管理者に行わせる業務の限定

令和8年3月1日から同月31日までの間において指定管理者に行わせる業務については、駐輪場の利用を開始しようとする日が同年4月1日である駐輪場定期利用及びレンタサイクルの利用を開始しようとする日が同月に属する日であるレンタサイクル1ヶ月利用に係る利用時間の変更、利用の許可等、利用中止の届出、許可の取消し等、利用料金の收受等、利用料金の減免、利用料金の返還及び利用票の交付並びにこれらに關し必要な手続その他の行為に限る。

## 議案第12号資料

### 指定管理者の指定（柏市駐輪場及び柏市レンタサイクル）関係

#### 選定の経過

- 1 募集要項配布期間 令和 7年 7月 1日から  
令和 7年 8月 29日まで
- 2 申請書受付期間 令和 7年 8月 1日から  
令和 7年 8月 29日まで
- 3 選定委員会（書類審査） 令和 7年 10月 23日  
(面接審査) 令和 7年 10月 23日
- 4 選定の結果

| 団体名      | 書類審査及び面接審査<br>(600点満点) | 結果       |
|----------|------------------------|----------|
| 芝園開発株式会社 | 399点                   | 候補者として選定 |

- 5 指定管理料（指定の期間中の総額）

候補者の提案額 0円  
(市の予定額 0円)

- 6 選定の結果の通知 令和 7年 10月 29日



財産の取得について

柏市立柏中学校ほか3校の給食用備品の整備のため、次のとおり財産を取得する。

令和7年11月28日提出

柏市長 太田和美

提案理由

柏市立柏中学校ほか3校において使用する給食用備品を取得したいので提案する。

1 取得する財産

柏市立柏中学校、柏市立柏第三中学校、柏市立土中学校及び柏市立松葉中学校において使用する次に掲げる給食用備品

- (1) 食器洗浄機 4台
- (2) 移動式受け台 4台

2 契約の方法

制限付一般競争入札

3 取得価格

46,200,000円

4 契約の相手方

千葉市若葉区西都賀二丁目7番5号

株式会社関東三貴

代表取締役 石井勝之

議案第13号資料

財産（食器洗浄機）取得関係

契約の経過

件名 食器洗浄機

|            |                |
|------------|----------------|
| 1 公告       | 令和 7年 9月 3日    |
| 2 申請期間     | 令和 7年 9月 4日から  |
|            | 令和 7年 9月 10日まで |
| 3 資格確認通知   | 令和 7年 9月 10日   |
| 4 仕様書等閲覧期間 | 令和 7年 9月 3日から  |
|            | 令和 7年 9月 18日まで |
| 5 開札       | 令和 7年 9月 19日   |
| 6 入札の状況    |                |

（単位 千円）

| 入札業者名     | 入札 | 第1回    | 結果 |
|-----------|----|--------|----|
| 株関東三貴     |    | 42,000 | 落札 |
| 株中西製作所    |    | 42,500 |    |
| 株アイホー     |    | 42,800 |    |
| 日本調理機(株)  |    | 43,670 |    |
| 新日本厨機(株)  |    | 45,050 |    |
| 日本給食設備(株) |    | 45,200 |    |

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

7 仮契約 令和 7年 9月 25日

財産取得入札参加業者調書

|        |                     |                                  |
|--------|---------------------|----------------------------------|
| 調査事項   | 業者名<br>(株)関東三貴      | (株)中西製作所                         |
| 代表者氏名  | 石井勝之                | 中西一真                             |
| 本店の所在地 | 千葉市若葉区西都賀二丁目7番5号    | 大阪府大阪市生野区巽南五丁目4番14号              |
| 売上高    | 695, 768千円          | 39, 931, 993千円                   |
| 会社設立   | 昭和48年 6月            | 昭和33年 8月                         |
| 資本金    | 10, 000千円           | 1, 445, 600千円                    |
| 主な実績   | 食器洗浄機（酒井根東小他1校）[柏市] | (仮称) 船橋市立塚田第二小学校給食用厨房備品<br>[船橋市] |

|                           |                                      |                        |
|---------------------------|--------------------------------------|------------------------|
| (株)アイホー                   | 日本調理機(株)                             | 新日本厨機(株)               |
| 宮 崎 眞 嗣                   | 齋 藤 有 史                              | 吉 村 二三夫                |
| 愛知県豊川市白鳥町防入<br>60番地       | 東京都大田区東六郷三丁<br>目15番8号                | 東京都大田区蒲田本町一<br>丁目4番1号  |
| 23, 159, 767千円            | 18, 443, 815千円                       | 4, 262, 720千円          |
| 昭和28年 8月                  | 昭和22年 7月                             | 昭和47年 9月               |
| 835, 512千円                | 799, 549千円                           | 70, 000千円              |
| 中学校給食用備品（食器<br>洗浄機等）[松戸市] | 我孫子市立白山中学校給<br>食用備品（食器洗浄機）<br>[我孫子市] | 食器・食缶洗浄機（蒸気<br>式）[鴨川市] |

|        |   |
|--------|---|
| 調査事項   | 業者名<br>日本給食設備株                          |
| 代表者氏名  | 鈴木 雅治                                   |
| 本店の所在地 | 東京都調布市国領町四丁目 9 番地 4 九曜国領駅前ビル 3 階        |
| 売上高    | 1, 186, 097 千円                          |
| 会社設立   | 昭和 40 年 3 月                             |
| 資本金    | 30, 000 千円                              |
| 主な実績   | 令和 7 年度足柄台中学校<br>給食室食器洗浄機[神奈川<br>県南足柄市] |

財産の取得について

柏市立高田小学校の給食用備品の整備のため、次のとおり財産を取得する。

令和7年11月28日提出

柏市長 太田和美

提案理由

柏市立高田小学校において使用する給食用備品を取得したいので提案する。

## 1 取得する財産

### 次に掲げる給食用備品

- (1) 1槽シンク 7台
- (2) 2槽シンク 1台
- (3) 3槽シンク 5台
- (4) 移動シンク 11台
- (5) 移動台 45台
- (6) 作業台 8台
- (7) スタッキングカート 7台
- (8) 置型デジタル台はかり 3台
- (9) 卓上デジタルはかり 2台
- (10) 球根皮むき機 1台
- (11) L型運搬車 6台
- (12) カッターミキサー 1台
- (13) フードスライサー 1台
- (14) オーブン 2台
- (15) システム調理台 1台
- (16) 立体炊飯器 4台
- (17) 洗米機 2台
- (18) フライヤー 2台
- (19) 回転釜 7台
- (20) 和え物釜 2台
- (21) 真空冷却機 2台
- (22) 冷凍冷蔵庫 1台
- (23) 冷蔵庫 11台
- (24) 冷凍庫 2台
- (25) 牛乳保冷庫 2台
- (26) 洗浄機 2台
- (27) 包丁・まな板殺菌庫 4台
- (28) 熱風消毒保管庫 19台
- (29) キャビネット 7台
- (30) シェルフ 7台
- (31) 給食用コンテナ 4台

- (32) パン棚 2台
- (33) 缶切機 2台
- (34) クラス用ワゴン 23台
- (35) オートサニテーション 3台

2 契約の方法

制限付一般競争入札

3 取得価格

220,000,000円

4 契約の相手方

千葉市若葉区西都賀二丁目7番5号

株式会社関東三貴

代表取締役 石井勝之



議案第14号資料

財産（柏市立高田小学校給食用備品）取得関係

契約の経過

件名 柏市立高田小学校給食用備品

|            |                |
|------------|----------------|
| 1 公告       | 令和 7年 9月 3日    |
| 2 申請期間     | 令和 7年 9月 4日から  |
|            | 令和 7年 9月 17日まで |
| 3 資格確認通知   | 令和 7年 9月 17日   |
| 4 仕様書等閲覧期間 | 令和 7年 9月 3日から  |
|            | 令和 7年 9月 28日まで |
| 5 開札       | 令和 7年 9月 29日   |
| 6 入札の状況    |                |

（単位 千円）

| 入札業者名   | 入札 | 第1回     | 結果 |
|---------|----|---------|----|
| 株関東三貴   |    | 200,000 | 落札 |
| 株アイホー   |    | 203,000 |    |
| 日本調理機株  |    | 206,000 |    |
| 新日本厨機株  |    | 206,300 |    |
| 日本給食設備株 |    | 210,200 |    |
| ホシザキ関東株 |    | 221,100 |    |
| 株中西製作所  |    | 223,000 |    |

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

7 仮契約 令和 7年10月 6日

財産取得入札参加業者調書

|        |                    |                   |
|--------|--------------------|-------------------|
| 調査事項   | 業者名<br>(株)関東三貴     | (株)アイホー           |
| 代表者氏名  | 石井勝之               | 宮崎眞嗣              |
| 本店の所在地 | 千葉市若葉区西都賀二丁目7番5号   | 愛知県豊川市白鳥町防入60番地   |
| 売上高    | 695, 768千円         | 23, 159, 767千円    |
| 会社設立   | 昭和48年 6月           | 昭和28年 8月          |
| 資本金    | 10, 000千円          | 835, 512千円        |
| 主な実績   | 柏市立柏の葉小学校給食用備品[柏市] | 柏市立田中小学校給食用備品[柏市] |

| 日本調理機株                | 新日本厨機株                     | 日本給食設備株                      |
|-----------------------|----------------------------|------------------------------|
| 齋 藤 有 史               | 吉 村 二三夫                    | 鈴 木 雅 治                      |
| 東京都大田区東六郷三丁目15番8号     | 東京都大田区蒲田本町一丁目4番1号          | 東京都調布市国領町四丁目9番地4九曜国領駅前ビル3階   |
| 18, 443, 815千円        | 4, 262, 720千円              | 1, 186, 097千円                |
| 昭和22年 7月              | 昭和47年 9月                   | 昭和40年 3月                     |
| 799, 549千円            | 70, 000千円                  | 30, 000千円                    |
| 小学校給食用備品（食器洗浄機等）[松戸市] | 改修校分小学校給食備品（ドライ式回転釜他）[船橋市] | 桜小学校給食用ガス回転釜等（改修校分）[東京都世田谷区] |

|        |   |                                  |
|--------|---|----------------------------------|
| 調査事項   | 業者名<br>ホシザキ関東株                          | (株)中西製作所                         |
| 代表者氏名  | 木下秀幸                                    | 中西一真                             |
| 本店の所在地 | 東京都文京区白山四丁目<br>37番33号                   | 大阪府大阪市生野区巽南<br>五丁目4番14号          |
| 売上高    | 15,289,967千円                            | 39,931,993千円                     |
| 会社設立   | 昭和51年 2月                                | 昭和33年 8月                         |
| 資本金    | 100,000千円                               | 1,445,600千円                      |
| 主な実績   | 南長崎第一保育園全面改修に伴う厨房機器（業務用冷凍冷蔵庫ほか）[東京都豊島区] | (仮称) 船橋市立塚田第二小学校給食用厨房備品<br>[船橋市] |

財産の取得について

柏市立小中学校の情報機器の整備のため、次のとおり財産を取得する。

令和7年11月28日提出

柏市長 太田和美

提案理由

GIGAスクール用タブレット端末及びタブレットカバーを取得したいので提案する。

1 取得する財産

- (1) 柏市立小中学校情報機器 (G I G Aスクール用タブレット端末) (C h r o m e b o o k) 33, 970台
- (2) タブレットカバー 33, 970個

2 契約の方法

随意契約

3 取得価格

1, 576, 962, 134円

4 契約の相手方

東京都江東区東陽二丁目3番25号

株式会社内田洋行 営業支援統括グループ

取締役常務執行役員 営業支援統括グループ統括

小柳 諭司

議案第15号資料

財産（柏市立小中学校情報機器（GIGAスクール用タブレット端末））取得関係

契約の経過

件名 柏市立小中学校情報機器（GIGAスクール用タブレット端末）

- 1 見積り合わせ 令和 7年11月 4日  
2 見積り合わせの状況

（単位 円）

| 指名業者名<br>見積り | 第1回              | 結果 |
|--------------|------------------|----|
| 株内田洋行        | 1, 433, 601, 940 | 決定 |

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

- 3 仮契約 令和 7年11月11日

財産取得見積り合わせ参加業者調書

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 調査事項   | 業者名<br>(株)内田洋行                     |
| 代表者氏名  | 大久保 昇                              |
| 本店の所在地 | 東京都中央区新川二丁目<br>4番7号                |
| 売上高    | 337,055,000千円                      |
| 会社設立   | 昭和16年 5月                           |
| 資本金    | 5,000,000千円                        |
| 主な実績   | 児童・生徒用タブレット<br>型情報端末等[東京都世田<br>谷区] |

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

令和8年3月31日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団を千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から除くこと並びに職員採用試験の合同実施に関する事務を千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務から除くこと並びに千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議する。

令和7年11月28日提出

柏市長 太田和美

#### 提案理由

三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団を千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から除くとともに、職員採用試験の合同実施に関する事務を千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務から除きたいので提案する。

## 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第14号を次のように改める。

### （14）削除

別表第1中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団」を「印西地区環境整備事業組合」に、第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第2第3条第1項第14号に掲げる事務の項を削る。

### 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第16号資料

### 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）新旧対照表

| 改正前  | 改正後   |          |                 |  |                   |  |                 |   |                                       |  |                  |  |   |          |          |                 |   |                   |  |                 |  |                                       |  |
|--|---|----------|-----------------|--|-------------------|--|-----------------|---|---------------------------------------|--|------------------|--|---|----------|----------|-----------------|---|-------------------|--|-----------------|--|---------------------------------------|--|
| <p>（組合の共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2左欄に規定する事務の区分に応じ、当該右欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。</p> <p>(1)から(13)まで 略</p> <p><u>(14) 職員採用試験の合同実施</u></p> <p>(15)及び(16) 略</p> <p>2 略</p>   | <p>（組合の共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2左欄に規定する事務の区分に応じ、当該右欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。</p> <p>(1)から(13)まで 略</p> <p><u>(14) 削除</u></p> <p>(15)及び(16) 略</p> <p>2 略</p> |          |                 |  |                   |  |                 |   |                                       |  |                  |  |   |          |          |                 |   |                   |  |                 |  |                                       |  |
| <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>（千葉市から御宿町まで 略） 鋸南町 三芳水道企業団<br/>     長門川水道企業団（国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで 略） 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅都市広域市町村圏事務組合（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで 略） 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団<br/>     千葉県後期高齢者医療広域連合</p>  | <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>（千葉市から御宿町まで 略） 鋸南町 長門川水道企業団<br/>     （国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで 略） 印西地区消防組合 夷隅都市広域市町村圏事務組合（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで 略） 印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合</p>  |          |                 |  |                   |  |                 |   |                                       |  |                  |  |   |          |          |                 |   |                   |  |                 |  |                                       |  |
| <p>別表第2(第3条第1項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th><th>共同処理する団体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号に掲げる事務</td><td>（銚子市から御宿町まで 略） 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団（国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで 略） 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅都市広域市町村圏事務組合（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで 略） 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団</td></tr> <tr> <td>第3条第1項第2号に掲げる事務 略</td><td></td></tr> <tr> <td>第3条第1項第3号に掲げる事務</td><td>（銚子市から御宿町まで 略） 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団（国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで 略） 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅都市広域市町村圏事務組合（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで 略） 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合</td></tr> <tr> <td>第3条第1項第4号に掲げる事務から第3条第1項第13号に掲げる事務まで 略</td><td></td></tr> <tr> <td>第3条第1項第14号に掲げる事務</td><td>銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匠磯市 香取市 山武市 いす</td></tr> </tbody> </table> | 共同処理する事務  | 共同処理する団体 | 第3条第1項第1号に掲げる事務 | （銚子市から御宿町まで 略） 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団（国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで 略） 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅都市広域市町村圏事務組合（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで 略） 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 | 第3条第1項第2号に掲げる事務 略 |  | 第3条第1項第3号に掲げる事務 | （銚子市から御宿町まで 略） 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団（国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで 略） 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅都市広域市町村圏事務組合（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで 略） 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合 | 第3条第1項第4号に掲げる事務から第3条第1項第13号に掲げる事務まで 略 |  | 第3条第1項第14号に掲げる事務 | 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匠磯市 香取市 山武市 いす | <p>別表第2(第3条第1項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th><th>共同処理する団体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号に掲げる事務</td><td>（銚子市から御宿町まで 略） 鋸南町 長門川水道企業団（国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで 略） 印西地区消防組合 夷隅都市広域市町村圏事務組合（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで 略） 印西地区環境整備事業組合</td></tr> <tr> <td>第3条第1項第2号に掲げる事務 略</td><td></td></tr> <tr> <td>第3条第1項第3号に掲げる事務</td><td>（銚子市から御宿町まで 略） 鋸南町 長門川水道企業団（国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで 略） 印西地区消防組合 夷隅都市広域市町村圏事務組合（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで 略） 印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合</td></tr> <tr> <td>第3条第1項第4号に掲げる事務から第3条第1項第13号に掲げる事務まで 略</td><td></td></tr> </tbody> </table> | 共同処理する事務 | 共同処理する団体 | 第3条第1項第1号に掲げる事務 | （銚子市から御宿町まで 略） 鋸南町 長門川水道企業団（国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで 略） 印西地区消防組合 夷隅都市広域市町村圏事務組合（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで 略） 印西地区環境整備事業組合 | 第3条第1項第2号に掲げる事務 略 |  | 第3条第1項第3号に掲げる事務 | （銚子市から御宿町まで 略） 鋸南町 長門川水道企業団（国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで 略） 印西地区消防組合 夷隅都市広域市町村圏事務組合（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで 略） 印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合 | 第3条第1項第4号に掲げる事務から第3条第1項第13号に掲げる事務まで 略 |  |
| 共同処理する事務   | 共同処理する団体  |          |                 |  |                   |  |                 |   |                                       |  |                  |  |   |          |          |                 |   |                   |  |                 |  |                                       |  |
| 第3条第1項第1号に掲げる事務  | （銚子市から御宿町まで 略） 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団（国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで 略） 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅都市広域市町村圏事務組合（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで 略） 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団                      |          |                 |  |                   |  |                 |   |                                       |  |                  |  |   |          |          |                 |   |                   |  |                 |  |                                       |  |
| 第3条第1項第2号に掲げる事務 略  |   |          |                 |  |                   |  |                 |   |                                       |  |                  |  |   |          |          |                 |   |                   |  |                 |  |                                       |  |
| 第3条第1項第3号に掲げる事務  | （銚子市から御宿町まで 略） 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団（国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで 略） 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅都市広域市町村圏事務組合（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで 略） 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合       |          |                 |  |                   |  |                 |   |                                       |  |                  |  |   |          |          |                 |   |                   |  |                 |  |                                       |  |
| 第3条第1項第4号に掲げる事務から第3条第1項第13号に掲げる事務まで 略  |   |          |                 |  |                   |  |                 |   |                                       |  |                  |  |   |          |          |                 |   |                   |  |                 |  |                                       |  |
| 第3条第1項第14号に掲げる事務   | 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匠磯市 香取市 山武市 いす                                    |          |                 |  |                   |  |                 |   |                                       |  |                  |  |   |          |          |                 |   |                   |  |                 |  |                                       |  |
| 共同処理する事務   | 共同処理する団体  |          |                 |  |                   |  |                 |   |                                       |  |                  |  |   |          |          |                 |   |                   |  |                 |  |                                       |  |
| 第3条第1項第1号に掲げる事務  | （銚子市から御宿町まで 略） 鋸南町 長門川水道企業団（国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで 略） 印西地区消防組合 夷隅都市広域市町村圏事務組合（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで 略） 印西地区環境整備事業組合   |          |                 |  |                   |  |                 |   |                                       |  |                  |  |   |          |          |                 |   |                   |  |                 |  |                                       |  |
| 第3条第1項第2号に掲げる事務 略  |   |          |                 |  |                   |  |                 |   |                                       |  |                  |  |   |          |          |                 |   |                   |  |                 |  |                                       |  |
| 第3条第1項第3号に掲げる事務  | （銚子市から御宿町まで 略） 鋸南町 長門川水道企業団（国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで 略） 印西地区消防組合 夷隅都市広域市町村圏事務組合（印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで 略） 印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合                                      |          |                 |  |                   |  |                 |   |                                       |  |                  |  |   |          |          |                 |   |                   |  |                 |  |                                       |  |
| 第3条第1項第4号に掲げる事務から第3条第1項第13号に掲げる事務まで 略  |   |          |                 |  |                   |  |                 |   |                                       |  |                  |  |   |          |          |                 |   |                   |  |                 |  |                                       |  |

み市 大網白里市 酒々井町 栄町 神  
崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝  
山町 横芝光町 一宮町 瞳沢町 長生  
村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町  
御宿町 鋸南町

第3条第1項第15号に掲げる事務及び第3条第1項第16号に  
掲げる事務 略

第3条第1項第15号に掲げる事務及び第3条第1項第16号に  
掲げる事務 略

